

教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業実施要綱

(趣旨)

第1条 教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業要綱（平成22年4月1日付け21川教生第857号）に基づき、教育文化会館・市民館・分館（指定管理者が管理を行う市民館及び分館を除く。）・区生涯学習支援担当（以下「市民館等」という。）における社会教育振興事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施内容)

第2条 社会教育振興事業の実施内容については、別表に掲げるとおりとする。

(社会教育振興事業の実施)

第3条 社会教育振興事業の実施にあたっては、あらかじめ学習内容を綿密に検討の上、学習計画書（別記様式）等を作成するものとし、内容検討の際には、継続的な学習及び参加者相互の学び合いに配慮するものとする。

(講師謝礼額)

第4条 社会教育振興事業の実施にあたり、講師謝礼の支出が必要な場合には、市民館等は、別途定める社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に基づき支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年12月21日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 社会参加・共生推進学習事業		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
識字学習活動	川崎市多文化共生社会推進指針、川崎市地域日本語教育推進方針、外国人教育基本方針及び川崎市識字・日本語学習活動の指針に基づき、外国人市民等が日本での生活を円滑に営めるように、日常生活に必要な基礎的日本語を身につけるための学習を支援する。また、学習者と支援者（ボランティア）が共に学び合う関係づくりに配慮し、多文化共生社会の実現を目指す。	1 対象：外国人市民等 2 定員：各館の計画による。 3 回数：週1回程度（年間30～40回程度） 4 その他：ICTを活用して実施する場合は各館の計画による。
	[留意点] ・「教育文化会館・市民館識字学習活動実施要綱」に基づき実施すること。 ・教育文化会館及び市民館は1事業以上実施すること。 ・学習者、ボランティア及び職員の協働による運営を図ること。 ・学習者の実態及びレベルに合わせて多様な学習方法を工夫すること。 ・課外活動等を通して仲間づくり及び地域との交流を図ること。 ・ICTを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
多文化共生サロン	外国人市民等が、互いの多様な文化を認め合いながら、地域の中で交流し、外国人市民等の主体的なつながりづくりの促進を図り、多文化共生社会の実現を目指す広場事業を実施する。	1 対象：外国人市民等 2 定員：各館の計画による。 3 時間：各館の計画による。
	[留意点] ・実施は各館の計画によること。 ・川崎市多文化共生社会推進指針、川崎市地域日本語教育推進方針、外国人教育基本方針及び川崎市識字・日本語学習活動の指針に留意すること。 ・学習者、ボランティア及び職員の協働による運営を図ること。 ・課外活動等を通して仲間づくり及び地域との交流を図ること。 ・ICTを活用した取組に留意すること。	

識字 ボランティア 研修	川崎市地域日本語教育推進方針及び川崎市識字・日本語学習活動の指針に基づき、識字学習活動に関わるボランティア等の資質向上に関する学習機会を提供することにより、多文化共生社会の実現を目指す。	1 対象：識字学習活動のボランティア及び関心のある市民 2 定員：20 人程度 3 時間：入門者向けの研修は 20 時間程度、経験者向けの研修は各館の計画による。 4 その他：I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	[留意点] ・実施は各館の計画によること。 ・学習者とボランティアが共に学び合う関係づくりに配慮すること。 ・修了者のアフターケアや地域での日本語学習活動の広がりには配慮しながら学習計画を立案すること。 ・実習及び派遣を取り入れることも考慮すること。 ・入門研修又は経験者を対象とした研修のいずれも可とする。 ・学習計画の立案は、ボランティアの意見を参考にすること。 ・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
社会人学級	様々な事情により十分に学習できなかった人及び学び直したい人を対象に、中学課程の学習領域で、国語、数学等の日常生活を送るために不可欠な基礎的知識と教養を学ぶ機会を提供し、学習者が共に学び合い、より主体的に生きることを目指す。	1 対象：15 歳以上 2 定員：20 人程度 3 回数：週 1 回程度（年間 30 回程度） 4 その他：I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	[留意点] ・全市で 1 事業実施すること。 ・学習計画の立案や運営に際しては、参加者間の学び合い等に配慮すること。 ・課外活動等を取り入れながら仲間づくりに配慮すること。 ・1 科目のみの参加も可とする。 ・学習者の主体性を活かした運営方法に配慮すること。 ・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。 ・業務委託による実施も可とする。	

障害者 社会参加学習活動	地域での体験活動、交流等の学習機会を提供することを通して、障害のある人の社会参加促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき共に生きる地域社会の実現を目指す。	1 対象：主に知的障害のある市民 2 定員：各館の計画による。 3 回数：月1回程度（年間10回程度） 4 その他：ICTを活用して実施する場合は各館の計画による。
	[留意点] ・教育文化会館及び市民館は1事業以上実施すること。 ・市民のボランティア活動に留意すること。 ・障害者団体、福祉施設等との連携に配慮すること。 ・学習者、ボランティア及び職員の協働による運営を図ること。 ・各館の都合及び事業内容によって、対象を変えることができる。	
障害者 ボランティア 研修	「障害者社会参加学習活動」のボランティア等に、障害者の理解、ボランティア活動のあり方等に関する学習機会を提供することにより、障害者の学習権保障の充実とボランティアの人権意識の向上を目指す。	1 対象：「障害者社会参加学習活動」のボランティアスタッフ及び関心のある市民 2 定員：20人程度 3 その他：ICTを活用して実施する場合は各館の計画による。
	[留意点] ・全市で1事業以上実施すること。 ・複数の研修の実施も可とする。 ・入門研修又は経験者を対象とした研修のいずれも可とする。 ・学習計画の立案は、ボランティアの意見を参考にすること。 ・ICTを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	

2 市民自治基礎学習事業		
[普遍的課題学習活動]		
事業名	事業内 容	事業ごとの対象・規模
平和・人権・男女平等推進 学習	憲法及び教育基本法の理念に基づき、世界の平和並びに人権の尊重、性による差別及び人権に関する問題解決に向けた学習機会を提供し、共に生きる地域社会の創造及び男女共同参画社会の形成を目指す。	1 対象：関心のある市民 2 定員：20 人程度 3 時間：20 時間程度（短期実施の場合には 10 時間程度） 4 その他：I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	[留意点] ・教育文化会館及び市民館は 2 事業以上実施すること。 ・学習の企画運営を市民参画により実施するよう努めること。 ・平和、人権及び男女平等に関する学習機会をバランスよく提供できるように留意すること。 ・憲法及び同和問題の学習を考慮すること。 ・子どもの権利に関する学習を考慮すること。 ・平和人権教材（フィルム、ビデオ、図書等）の活用に配慮すること。 ・関連計画である川崎市人権施策推進基本計画に留意すること。 ・人権・男女共同参画室等関係機関との連絡及び調整に努めること。 ・男女の平等な参加に配慮すること。 ・保育活動に配慮すること。 ・学級形式に限らない多様な学習形態を工夫することにより、広く市民が参加できるよう配慮すること。 ・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
[世代別学習活動]		
青少年教室事業	小学生、中学生、高校生等を対象として、青少年期の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供するとともに、地域の中での仲間づくり及びつながりづくりを促進する。	1 対象：小学生、中学生、高校生等 2 定員：各館の計画による。 3 時間：各館の計画による。
	[留意点] ・教育文化会館及び市民館は「成人教室事業」と合わせて 1 事業以上実施すること。 ・各区の地域性を事業に生かすこと。 ・多くの青少年が参加できるよう、学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。 ・対象については、就学者のみに限定せず、広く青少年が参加できるよう配慮すること。 ・修了後の自主的な活動に向けた仲間づくりに配慮すること。 ・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	

成人教室事業	成人層を対象として、成人期の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供するとともに、地域の中での仲間づくり及びつながりづくりを促進する。	1 対象：概ね 18 歳以上の市民 2 定員：各館の計画による。 3 時間：各館の計画による。
	[留意点] ・教育文化会館及び市民館は「青少年教室事業」と合わせて 1 事業以上実施すること。 ・各区の地域性を事業に生かすこと。 ・成人初期の課題、就労者等の地域参加等の課題に留意すること。 ・多くの市民が参加できるよう、学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。 ・修了後の自主的な活動に向けた仲間づくりに配慮すること。 ・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
シニアの社会参加支援事業	シニア世代等を対象として、地域の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供し、シニア世代等の市民が、これまで社会で培った豊富な経験、知識及び多様な能力を活かし、これまで関わりの少なかった地域社会での様々な活動に参加できるよう支援する。	1 対象：概ね 50 歳以上の市民 2 定員：20 人程度 3 時間：10 時間程度 4 その他：I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	[留意点] ・1 事業以上実施すること。 ・各区の地域性を事業に生かすこと。 ・多くの市民が参加できるよう、学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。 ・対象については、定年退職者のみに限定せず、広くシニア世代の人々が参加できるよう配慮すること。 ・修了後の自主的な活動に向けた仲間づくりに配慮すること。 ・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
高齢者セミナー	高齢期の課題解決に向けた学習機会を提供する。 また、学習を通じた、生きがいづくり及び健康づくりを促進するとともに、幸福な高齢期をおくるための支援をする。	1 対象：概ね 65 歳以上の市民 2 定員：20 人程度 3 時間：10 時間程度 4 その他：I C Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	[留意点] ・教育文化会館及び市民館は 1 事業以上実施すること。 ・各区の地域性を事業に生かすこと。 ・修了後の仲間づくりに配慮すること。 ・関係機関との連携に配慮すること。 ・I C Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	

[子育て・共育学習活動]		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
家庭・地域 教育学級	子どもを豊かに育む地域社会の創造を目指し、子育てに関する家庭及び地域課題の学習機会を提供し、親として市民としての学びを支援する。	1 対象:子どもを持つ親及び関心のある市民 2 定員:20 人程度 3 時間:20 時間程度(短期実施の場合には10 時間程度) 4 その他:IC Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	[留意点] ・教育文化会館及び市民館は1 事業以上実施すること(短期実施の場合、2 事業以上)。分館は短期実施を1 事業以上すること。 ・学齢期の子を持つ親を対象とした事業にも留意すること。 ・父親が参加しやすい学級づくりに配慮すること。 ・子育ての性別役割分業の払拭に関する学習課題を考慮すること。 ・子どもの人権に関する学習課題を考慮すること。 ・子どもの成長段階に応じた学習に配慮すること。 ・市民館以外の地域の施設を会場にした開催に配慮すること。 ・IC Tを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
市民館等 保育活動	親等の学習活動への参加を促進し、乳幼児の社会的成長を支援するために、主催事業に適宜併設する形で保育活動を実施する。	1 対象:各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。 2 定員:各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。 3 回数・時間:併設事業に準じる。
	[留意点] ・「教育文化会館及び市民館の学習参加者に係る保育要綱」及び「教育文化会館及び市民館において保育を実施するにあたっての留意事項」に基づき実施すること。 ・子どもの安全確保を図ること。 ・保育に係わる職員の配置に配慮すること。 ・保育活動を安全かつ適切に行うため、保育室の環境整備に配慮すること。	
保育 ボランティア 研修	子育てを支援する保育ボランティアの資質の向上に向けた学習機会を提供することにより、地域で支え合う子育ての環境醸成を図る。	1 対象:市民館保育ボランティア及び関心のある市民 2 定員:20 人程度 3 時間:10 時間程度 4 その他:IC Tを活用して実施する場合は各館の計画による。
	[留意点] ・「教育文化会館及び市民館の学習参加者に係る保育要綱」及び「教育文化会館及び市民館において保育を実施するにあたっての留意事項」に基づき実施すること。 ・実施は各館の計画によること。 ・保育活動未経験者等を対象とした入門コースも可とする。	

	・学習計画の立案は、ボランティアの意見を参考にすること。 ・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
〔家庭教育推進事業〕		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
各区家庭教育推進連絡会	市家庭教育推進連絡会における協議に基づき、各区において、地域や家庭の教育力向上に向けた協議及び事業実施を行う。	1 構成：区ＰＴＡ協議会、校長会、行政区地域教育会議、教育文化会館、市民館及び区生涯学習支援担当 2 事務局：教育文化会館、市民館及び区生涯学習支援担当
	[留意点] ・「川崎市家庭教育推進連絡会要綱」に基づき実施すること。	
ＰＴＡ家庭教育学級講師派遣	子どもの理解、親の役割、家庭環境及び家庭教育に関する地域における諸課題等についてＰＴＡが実施する家庭教育学級に対し、講師派遣等の支援を行うことにより、子どもの健全な成長に向けた、学校、家庭及び地域の連携による学習活動の振興を図る。	1 対象：市ＰＴＡ連絡協議会、区ＰＴＡ協議会及び単位ＰＴＡ等 2 定員：各ＰＴＡ等の計画による 3 回数：各ＰＴＡ等の計画による
	[留意点] ・「ＰＴＡ家庭教育学級講師派遣実施要領」に基づき実施すること。	
子育て支援啓発事業	地域における身近な子育て関連情報を保護者等に幅広く提供するために、子育て情報冊子等の作成及び配布、保護者同士の交流を図るための集会等の開催を行う。	各館の計画による。
	[留意点] ・実施は各館の計画によること。 ・子育て支援を推進している関係機関との連携に配慮すること。 ・ＩＣＴを活用したオンライン事業、デジタル資料の配信等の取組に留意すると。	
家庭教育支援講座	より多くの保護者が家庭教育について学ぶことができるように、多様な主体と連携して家庭教育に関する気軽に参加しやすい学習機会を提供し、子どもを持つ親の親として市民としての学びを支援する。	各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。
	[留意点] ・実施は各館及び各区生涯学習支援担当の計画によること。 ・これまで教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業への参加経験のない市民が気軽に参加できるよう、内容及び実施方法に配慮すること。 ・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	

3 市民学習・市民活動活性化学習事業

[市民自主学級]

事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
市民自主学級	市民と各館の協働により、地域や社会の課題解決に市民自らが取り組むために必要な学びの場を創り、市民の主体的な学習活動及び市民活動を活性化する。	各館の計画による。
	[留意点] ・「川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱」に基づき実施すること。 ・各館の事情に応じ、企画応募の案内、手引き等を作成し、実施すること。 ・学級開設の各段階において、学級を開設する市民グループと関係団体等とのネットワークづくりに配慮すること。 ・契約手続きは適切に行うこと。	

[市民自主企画事業]

事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
市民自主企画事業	地域や社会の課題解決や地域の特性に応じた生涯学習及び文化芸術の振興や、市民活動のネットワーク化の活性化等を目的として、集会、講演会等多様な形態の学習事業を市民と各館が協働で実施する。	各館の計画による。
	[留意点] ・「川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱」に基づき実施すること。 ・各館の事情に応じ、企画応募の案内、手引き等を作成し、実施すること。 ・事業実施の各段階において、事業を実施する市民グループと関係団体等とのネットワークづくりに配慮すること。 ・契約手続きは適切に行うこと。	

[市民エンパワーメント事業]		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
市民 エンパワーメント 研修	市民活動及びボランティア活動に関する学習機会を提供することにより、市民自らが考えながら生活、地域課題等に取り組むことができるように、市民主体の地域づくりを支援する。	1 対象：市民活動、ボランティア活動等に関心のある市民 2 定員：20 人程度 3 時間：10 時間程度 4 その他：ＩＣＴを活用して実施する場合は各館の計画による。
	[留意点] ・各館で1事業以上実施すること。 ・学習成果が広く市民の生涯学習及び市民活動に結びつくよう配慮すること。 ・市民の生涯学習を企画及びコーディネートする人材の育成に配慮すること。 ・分館のみ保育ボランティア研修の内容での実施を可とする。 ・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
市民講師事業	地域の生涯学習における、「教え、学び合う」場づくりを目指し、様々な分野において豊富な経験、資格、技術等を持っている市民が、「市民講師」として活躍できるよう育成及び支援を行う。	各館の計画による。
	[留意点] ・教育文化会館及び市民館は1事業以上実施すること。分館は各館の計画によること。 ・講師として必要な知識、技能等を学ぶための育成講座、研修事業等を実施すること。 ・座学だけでなく実習の実施等、実践に向けた学習に留意すること。 ・地域人材育成等を行っている川崎市生涯学習財団等の関係団体との連携に留意すること。 ・市民講師を活用した講座等の実施等、活動のきっかけづくりに留意すること。 ・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
「地域の寺子屋事業」に関する研修等事業	「地域の寺子屋事業」に参画し、開設、運営等をコーディネートする市民の育成及び支援を目的とする研修等を実施する。	1 対象：「地域の寺子屋事業」に関心のある市民 2 定員：20 人程度 3 その他：ＩＣＴを活用して実施する場合は各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。
	[留意点] ・「地域の寺子屋事業」の事業所管と協働で取り組むこと。 ・地域の寺子屋事業に関する研修等実施要領に基づき実施すること。 ・「寺子屋先生スキルアップ研修」及び「寺子屋情報交換会」を、全市で連携し、南部、中部及び北部での実施等、全市で各3事業以上の実施を基本とすること。 ・既設の地域の寺子屋との連携に留意すること。 ・地域教育会議、ＰＴＡ、その他関係する市民団体等、地域団体等との連携に留意すること。	

リカレント教育推進事業	市民の学び直しの学習機会を提供することにより、市民自身が生涯にわたり学び続けていく自己啓発活動等の促進を図る。	各館の計画による。
	[留意点] ・実施は各館の計画によること。 ・専門性の高い文化教養学習及び技能技術の向上につながる学習のきっかけとなるよう留意すること。 ・かわさき市民アカデミー、川崎市生涯学習財団等の関係機関との連携に配慮すること。 ・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
ＰＴＡ活動 研修	子どもの健やかな成長を支えるＰＴＡ活動のあり方等についての学習機会を提供することにより、各学区及び行政区の特色を生かしたＰＴＡ活動の活性化を図る。	1 対象：ＰＴＡ役員、委員及び会員 2 定員：各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。 3 時間：各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。
	[留意点] ・教育文化会館、市民館及び各区生涯学習支援担当で実施すること。 ・ＰＴＡ活動に結びつく研修とすること。 ・地域の教育力を高めることに配慮すること。 ・区Ｐ協との連携を図ること。 ・子どもの人権に関する学習を考慮すること。 ・外国人教育基本方針に関する学習を考慮すること。 ・父親の育児参加に関する学習を考慮すること。 ・ＰＴＡ活動への外国人会員の参加を促すよう配慮すること。	
生涯学習 交流集会	いきいきとした各区の社会教育の展開に向けた、意見交換、成果発表等の交流を通して、市民が主体的に学ぶ地域の生涯学習環境の醸成を図る。	各館の計画による。
	[留意点] ・教育文化会館及び市民館は1事業以上実施すること。分館は各館の計画によること。 ・市民館事業参加者及び自主的に行っている活動がこの集会で報告できるよう配慮すること。 ・専門部会委員の参画に配慮すること。 ・イベントを実施するにあたっては市民の参画に配慮すること。 ・ＩＣＴを活用した取組に留意すること。	

〔表現・舞台活動支援事業〕		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
表現・舞台活動 支援事業	大ホール、大会議室等を活用した、様々な手法による市民の主体的で自由な表現・舞台活動を育成及び支援し、市民による地域に根ざした文化芸術の創造を図る。	各館の計画による。
	[留意点] ・『教育文化会館・市民館「表現・舞台活動支援事業」実施要綱』及び各館実施要領に基づき実施すること。 ・実施は各館の計画によること。 ・公募による企画委員会又は実行委員会の設置に努めること。 ・活動の成果を市民に公開(発表)すること。 ・事業で創作された作品に関する著作権の帰属とその使用について、関係者と十分に協議を行うこと。 ・ＩＣＴを活用した取組に留意すること。	
〔学習情報提供・学習相談事業〕		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
学習情報提供・ 学習相談事業	市民の主体的な学習活動及び市民活動の支援策の一環として、様々な学習情報及び市民活動情報を収集し、整理し、適切な形で公開し、提供する。また、求めに応じ、市民、市民グループ等の生涯学習に関する相談に対し、情報提供、助言を行う。	各館の計画による。
	[留意点] ・全館で実施すること。 ・公的情報に限定することなく、市民の自主活動情報等、幅広い情報を対象とすること。 ・情報収集に当たっては、分野別、テーマ別等の分類及び整理に努めること。 ・個人情報の適切な維持管理に注意すること。 ・相談しやすい雰囲気づくり及びスペースづくりに配慮すること。 ・関係機関との情報共有を図ること。 ・長期的な視野で学習相談体制構築を目指すこと。 ・ＩＣＴを活用した取組に留意すること。	
学習相談 ボランティア 研修	市民館学習相談ボランティアの資質の向上に向けた学習機会を提供することにより、市民の主体的な学習活動及び市民活動の支援推進を図る。	各館の計画による。
	[留意点] ・実施は各館の計画によること。 ・入門研修又は経験者を対象とした研修のいずれも可とする。 ・学習計画の立案は、ボランティアの意見を参考にすること。 ・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	

4 市民・行政協働・ネットワーク学習事業		
事業名	事業内容	事業ごとの対象・規模
行政区・中学校区 地域教育会議 推進事業	子どもがいきいきと育ち、大人も楽しく学べるまち、ひいてはあらゆる人々が共に生きる地域社会を目指す行政区及び中学校区地域教育会議の活動を支援及び促進するとともに、連携及び協働を進めながら地域の教育力の向上を目指す。	各地域教育会議の計画による。
	[留意点] ・「地域教育会議事業実施要綱」に留意すること ・地域学校協働活動を中心的に推進する立場としての中学校区地域教育会議の位置付け並びにその活動を支援及び補完する行政区地域教育会議の役割に留意すること。 ・子ども会議の活動促進に留意すること。	
課題別連携事業	地域での子育て、福祉、環境、まちづくり等の課題解決に協働して取り組むため、関係機関及び団体との連携による会議並びに必要な事業を実施する。	各館の計画による。
	[留意点] ・「課題別連携事業実施要綱」に留意すること。 ・実施は各館の計画によること。 ・必要に応じて市民参画に配慮すること。	
学社融合 推進事業	地域社会と学校との連携及び融合の在り方について今後のあるべき姿を探るため、その課題について実践的な調査、研究等を行う。	各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。
	[留意点] ・実施は各館及び各区生涯学習支援担当の計画によること。 ・区教育担当との連携に配慮すること。	
地域学習・文化団体 連携支援事業	市民の主体的な学習活動の活性化、地域の文化や教育力の向上を目指すため、地域の学習活動を推進している学習及び文化団体（サークル連絡会・文化協会・PTA等）への支援並びに相互の連携に向けた支援を行う。	各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。
	[留意点] ・団体の求めに応じての助言、団体相互の連絡及び調整、団体のリーダー育成及び活用等の支援を適宜行うこと。 ・実施は各館及び各区生涯学習支援担当の計画によること。 ・共催事業として実施する場合については、「川崎市教育委員会事務局関係事業に係る共催及び後援に関する事務取扱要綱」に基づくこと。	

5 現代的課題対応学習事業		
事業名	事業内 容	事業ごとの対象・規模
地域コミュニティ交 流・学習事業	地域コミュニティの課題解決あるいは地域コミュニティの活動及び交流に係わる学習機会を提供し、市民自らが地域の課題解決や活動及び交流に参加していけるよう支援する。	各館の計画による。
	[留意点] ・実施は各館の計画によること。 ・各区の地域性を生かすこと。 ・多くの市民が参加できるよう、学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。 ・修了後の自主的な活動に向けた仲間づくりに配慮すること。 ・ＩＣＴを活用したオンラインでの交流、学習、情報発信等の取組に留意すること。	
現代的課題 学習事業	現代的、今日的な課題に係わる学習機会を提供し、今を生きる市民の学習を支援する。	各館の計画による。
	[留意点] ・教育文化会館及び市民館は1事業以上実施すること。 ・具体的な課題に結びついた学習及び方法に努めること。 ・他の社会教育振興事業には参加しづらい市民等が参加できるよう、学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。 ・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
区生涯学習 支援事業	各区生涯学習支援部門が主体となり、地域の抱える課題解決及び地域の特性を生かした事業等を提供し、地域づくりを進める。	各区生涯学習支援担当の計画による。
	[留意点] ・実施は各区生涯学習支援担当の計画によること。 ・「今後の市民館・図書館のあり方」及び「市民館・図書館の管理・運営の考え方」を踏まえ、事業推進を図ること。 ・各区の地域性を生かすこと。 ・各区の関係部署等との連携に留意すること。 ・学級形式に限らず集会、講演会、調査、実習等、多様な学習形態を工夫すること。 ・地域の施設を会場にするなど身近な場所での学びの場づくりに留意すること。 ・ＩＣＴを活用したオンライン学習、デジタル教材の配信等の取組に留意すること。	
6 教育文化会館・市民館学習環境整備事業		
事業名	事業内 容	事業ごとの対象・規模
専門部会	川崎市社会教育委員会議規則に基づいて行う。	※館における各種の事業の企画実施について調査審議を行う。

刊行・広報活動	(1) 教育文化会館・市民館活動報告書、学習記録及び調査研究報告書の作成を行い、学習活動及び地域情報の蓄積と公開を図る。 (2) 生涯学習に関する情報を提供するため、館日より、ホームページ等の作成を行う。	各館の計画による。(活動報告書は各館及び各区生涯学習支援担当の計画による。)
	[留意点] ・SNS等を活用した情報発信などの取組に留意すること。	
情報機器等 整備	総合教育センター視聴覚センターの市民への直接的な窓口として、教育文化会館及び市民館で情報機器等の貸出しを行う。	1 期間：通年 2 対象：視聴覚登録団体
	[留意点] ・情報機器とは、川崎市視聴覚ライブラリー機材一覧による機器を指す。	

別記様式

年度 ○○市民館 □□□□学級 学習計画書							
○主	題						
○学習の目的							
○期	間	～	○時	間	～		
○対	象		○会	場			
回	開催日 (曜)	学習課題	学習内容	学習のねらい	学習方法	講師・指導者 など	謝礼